

利用料金（介護予防通所リハビリテーション）

1 基本料金(共通的サービス) ※自己負担3割の場合

	1月の利用料金 自己負担額
要支援 1	6,159円
要支援 2	11,997円

2 加算料金

介護報酬告示上の金額 ※自己負担3割の場合

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1	利用開始後12ヶ月以内に 利用した場合	264円	介護福祉士60%以上 勤続10年以上の介護福祉士25%以上
		利用開始後12ヶ月を超えた 期間に利用した場合	上記 -60円	
	要支援 2	利用開始後12ヶ月以内に 利用した場合	528円	
		利用開始後12ヶ月を超えた 期間に利用した場合	上記 -120円	
科学的介護推進体制加算			120円	利用者のデータ(ADL・栄養・口腔・嚥下・認知症・ 褥瘡・排泄・服薬等)をLIFEに提出しフィードバック を受けケアの質の向上に努める
口腔・栄養 スクリーニング加算(Ⅰ)		1回につき 60円 (6ヶ月に1回を限度)		利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の健康 状態と栄養状態について確認を行い、担当ケアマ ネジ情報提供した場合
運動器機能向上加算			675円	利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医 師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護 職員、介護職員その他の職種のものが共同して運 動器機能向上計画を作成する なお、運動器機能向上のサービスを行い、定期 的に記録する

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した利用料金の 4.7%に相当する 金額の3割	介護職員の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます
特定処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した利用料金の 2.0%に相当する 金額の3割	介護職員等の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます
介護職員等ベースアップ等 支援加算	算定した単位数の 1.0%に相当する 金額の3割	介護職員等の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます

3 施設での利用料金

- サービス料 50円 (お茶、おしぶり等)
- おむつ代 (施設のおむつ使用の場合は使用枚数により徴収します)